

玖珠町総合運動公園トレーニングルーム利用規約

- 1、初めて玖珠町総合運動公園トレーニングルームを利用する場合は、会員登録を行い、初回講習を受講したのちにご利用ください。受講者には会員証を発行しますので、次回の利用時からスタッフに提出してください。初回講習は他のトレーニングジムの利用経験があっても受講が必要です。
- 2、会員証の利用は登録者ご本人に限ります。他人への貸与・譲渡はできません。
- 3、利用時間：午後2時から午後5時及び午後6時から午後9時
休館日：毎週月曜日および12月29日～1月3日
- 4、利用料金：一般200円（回数券12枚つづり2,030円・半年間パスポート5,090円）
高校生100円（回数券12枚つづり1,010円・半年間パスポート2,540円）
※中学生以下の方は利用することができません。中学生以下のお子様のご入場はご遠慮願います。
- 5、トレーニングルーム利用時は、運動しやすい服装（Tシャツ、短パン、ジャージ等）を着用し、必ず室内専用のトレーニングシューズを履いてください（外履きシューズを利用前に洗ったものや、サンダル及び裸足、靴下履きでの利用はできません）。
お荷物は更衣室内ロッカーに預け、ロッカーのカギはお客様ご自身で管理してください。
トレーニング終了後、会員証と引き換えにカギをお渡しください。
- 6、マシンの独占利用はご遠慮ください（インターバルはマシンから離れてとってください）。利用者が多い場合は、各マシンの利用時間を1回30分に制限させていただきます。マシン使用後は、備え付けのタオルでシート・グリップなどを拭いてください。
- 7、トレーニングルーム内での飲食はご遠慮ください。ただし、水分補給用の飲料（ふた付きの物に限る）は指定された場所で給水可とします。
- 8、トレーニング中に体調や気分が悪くなった場合は、直ちにトレーニングを中止し、スタッフにお申し出ください。
- 9、次の方はスタッフの判断により、ご利用を制限させていただく場合があります。
ア、飲酒等により、正常な施設利用ができない場合。
イ、他人に感染（インフルエンザ等）する恐れのある疾病を有することが判明した場合。
ウ、妊娠していることが判明した場合。
エ、医師から運動を禁じられていることが判明した場合。
オ、暴力団員及び暴力団関係者であることが判明した場合。
カ、その他、正当な理由なくスタッフの指示に従わない場合。
- 10、故意によるマシンの破損については、利用者に原状回復の請求をさせていただく場合があります。